

東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した汚染水の海洋放出に反対する声明

いのちは海から誕生し、想像できないほどの長い時間をかけて、進化を続けました。そして、今、地球上に存在するいのちは海と繋がり、豊かな恩恵を受けています。さらにこれから生まれてくるいのちも、海と繋がり生きていきます。プラスチックによる海洋汚染に気づいた世界各地の人々は、自分たちが持てる知恵と技術を結集して、汚染のない海を取り戻そうと動き出しています。海がまるで人間の所有物であるかのように振る舞ってきた傲慢さを猛省し、自分のいのちが地球の70%を覆う海に生かされている事実、謙虚になることを選択し始めたのです。

翻って、今、この国は何を選択しようとしているのでしょうか。2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は「原発で事故は起きない」との安全神話が大嘘であったことを証明しました。諸外国は原子力エネルギー政策から自然エネルギー政策への転換や、新たな原発建設の放棄を選択しました。福島原発事故被害の甚大さを目の当たりにし、「いのちと核は共存できない」という真実を学んだからです。しかし、原発事故を起こした当の日本は、原子力エネルギー政策を諦めることもせず、原発事故処理によって発生する膨大な汚染水約134万トン以上(建屋内滞留水を含む)を 中長期ロードマップ上では、30年程をかけて海洋に放出することを選択しようとしているのです。

「世界の原発や核施設からトリチウム水は放出され、何の問題もない」との説明を私たちは幾度も聞かされましたが、その影響については専門家でも意見が分かれているところです。放出されていることは事実としても、福島第一原発に溜まり続ける汚染水は、確実にメルトダウンしたデブリなどを「舐めて」発生した液体放射性廃棄物であるということです。本来であれば、厳重に保管し一滴たりとも敷地内から出してはならないものです。原発の運転中に放出しているトリチウム水とは、前提が異なります。海洋放出の決定を急ぎたい政府と東電のこれまでの対応は不誠実でしかありません。

2015年(平成27年)8月11日、東電から新たな汚染水対策であるサブドレンの地下水排出を提示された福島県漁業協同組合連合会は「苦渋の決断」として受け入れました。その際、同会が提出した「東京電力(株)福島第一原子力発電所のサブドレン水等の排水に対する要望書」の4「建屋内の水は多核種除去設備等で処理した後も、発電所内のタンクにて責任を持って厳重に保管管理を行い、漁業者、国民の理解を得られない海洋放出は絶対に行わない事」において、2015年(平成27年)8月25日、東電は以下のように回答しています。

・建屋内の汚染水を多核種除去設備等で処理した後に残るトリチウムを含む水については、現在、国（汚染水処理対策委員会トリチウム水タスクフォース）において、その取り扱いに係る様々な技術的な選択肢、及び効果等が検証されております。また、トリチウム分離技術の実証試験も実施中です。

・検証等の結果については、漁業者をはじめ、関係者への丁寧な説明等必要な取組を行うこととしており、このようなプロセスや関係者の理解なしには、いかなる処分も行わず、多核種除去設備等で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯留いたします。（以上引用）

この回答書が出された時点では、明らかにトリチウム以外の放射性物質の除去は可能であることが大前提となっています。また様々な選択肢や効果等が検証されており、結果については丁寧な説明を行うとしています。しかしながら、2018年8月末、「多核種除去設備等処理水取扱いに係る説明・公聴会」の開催直前に、メディアのスクープにより、トリチウム以外のヨウ素129、ルテニウム106、ストロンチウム90やそれ以外の放射性核種が、告示濃度基準を超えて残存していることが明らかになりました。分離技術の実証試験は予測した効果が得られなかったとの説明もありませんでした。メディア報道がなかったら、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」（ALPS小委員会）の委員も漁業関係者も私たち市民も知ることはなかったと言えます。

国によって設置された同小委員会から「汚染水タンクの敷地拡大は可能なのではないかと指摘されても、東電は検討していません。また「地元の生活を犠牲にして、廃炉を進めるのは論理が破綻している」「風評に大きな影響を与えないと判断される時期までの貯蔵が必要なのではないか」と出された意見も政府と東電は無視しています。海洋放出の大前提としている二次処理方法はこれから試験が始まるとのことですが、評価が出されるのはまだ先のことです。

このように、海洋・大気放出の可否を巡る議論を始めるまえに、当然、検証・達成・報告しておくべきことが何一つ為されていません。つまり、政府や東電は、漁業関係者を始めとする地域住民や国民に、責任を持って提案するために必要不可欠な判断材料や、海洋放出が可能であることの裏付けを全く持っていないと言わざるを得ません。よって政府や東電が「トリチウム水」と呼んでいるものは「トリチウム水」ではあり得ず、「処理水」になり得るかどうかの確証もないのです。

そうであるにもかかわらず、本年2月、同小委員会は「海洋や大気への環境放出が現実的な選択肢であり、海洋放出の方がより確実に実施できる」とする報告書を出し、政府は「海洋放出ありき」の方針を打ち出しました。それに対し、6月、全国漁業協同組合連合

会と福島県漁業協同組合連合会は、「海洋放出に断固反対する」との特別決議を採択しました。この強い反対は5年前、サブドレン等の排水を容認した際、「国は関係者の合意なしにはいかなる処理も行わない」と約束したことを国自らが反故にしようとしていることへの落胆と怒りです。

海洋放出に反対するのは漁業者だけではありません。4月6日から始まった関係者の意見聴取会では林業や農業、旅館ホテル業や小売業の代表者、自治体首長からも汚染水の海洋放出・大気放出の2案に対し明確な反対意見、慎重な対応を求める意見が出されました。さらに福島県内59市町村の内21市町村議会や東京都小金井市議会も同様の意見書を採択しています。

本年4月から4ヶ月近く行われた経済産業省の「多核種除去設備等処理水の取扱いに係る意見募集」に約4千件以上の意見が届きました。この数の多さは、明らかに多くの市民が汚染水の海洋放出に、大きな関心と懸念を持っていることを表しているといえるでしょう。今後、意見の分析が行われ、海洋放出について反対や慎重を求める意見が多い場合、その声を政策決定に反映するのは意見募集を行った経産省の責務であります。

福島県漁業協同組合連合会・野崎哲会長の「関係者の意見を聞くと言うが、漁業者や地元だけにしないでほしい。国民的な議論にしてほしい」との発言の通り、もはや、汚染水の海洋放出は福島県民だけの問題ではありません。「福島以外の人放出に反対するのは福島差別」(2020/07/20・テレビ朝日系のインターネットチャンネル Abema TV Prime) との細野豪志元原発担当大臣の発言は論外です。汚染水の海洋放出に関して「福島差別」と言えるのは、海洋放出に反対する多数の声を無視して「福島の復興のためには海洋放出しかない」と言い放つことです。この発言は私たち福島県民に寄り添っていません。汚染水こそ、福島の復興のために海や空に放出してはならないのです。

政府と東電はこの大きな世論を誠実に受けとめ、海洋放出ありきの前提を手放し、ALPS小委員会報告書には放出場所等は記載されていないことなどから、広く国民と汚染水の処分方法について協議を始めることを強く要望いたします。お互いの意見を聞き、話し合いを重ねながらより良い方法を見出していく過程こそ、民主主義を基盤とした政策決定であり、今を生きるいのち、未来に生きるいのちを尊び、全てのいのちの源である海に対し謙虚になることを選択する場にほかならないからです。

2020年9月3日

これ以上海を汚すな！市民会議
共同代表 織田千代 佐藤和良